

第77号議案

小野加東加西環境施設事務組合同規約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、小野加東加西環境施設事務組合同規約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

小野加東加西環境施設事務組合同規約の一部を改正する規約

小野加東加西環境施設事務組合同規約（昭和62年兵庫県指令地第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「補助金」を「補助金及び交付税措置額」に改める。

第8条に次の2項を加える。

2 小野クリーンセンターに代わる新クリーンセンター建設に係る経費は、前項の規定にかかわらず、補助金及び交付税措置額を除き、次の方法により関係市に分賦する。

- (1) 所要金額の10分の3を均等に分賦する。
- (2) 所要金額の10分の2を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。
- (3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

3 新クリーンセンター稼働後、引き続き実施される小野クリーンセンター解体撤去に係る経費は、前2項の規定にかかわらず、小野クリーンセンター稼働時からの関係市の累積ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、小野クリーンセンター運営に係る経費に適用し、新クリーンセンター稼働後における組合の経費は、次の方法により関係市に分賦する。

- (1) 所要金額の10分の3を均等に分賦する。
- (2) 所要金額の10分の2を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。
- (3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

第77号議案 要旨

小野加東加西環境施設事務組合同規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

新クリーンセンターの建設及び運営並びに現在の小野クリーンセンターの解体撤去に関する組合経費に係る関係市の負担金分賦方法を定めるため、規約の一部を変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

新クリーンセンターの建設及び運営並びに現在の小野クリーンセンターの解体撤去に関する組合経費に係る関係市の負担金分賦方法を定めるため、規約の一部を変更すること。

3 施行期日 令和6年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(建設経費の分賦)</p> <p>第8条 ごみ処理施設建設経費は、ごみ処理施設建設に係る補助金 _____ を除き、次の方法により関係市に分賦する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(建設経費の分賦)</p> <p>第8条 ごみ処理施設建設経費は、ごみ処理施設建設に係る補助金及び交付税措置額を除き、次の方法により関係市に分賦する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2 小野クリーンセンターに代わる新クリーンセンター建設に係る経費は、前項の規定にかかわらず、補助金及び交付税措置額を除き、次の方法により関係市に分賦する。</u></p> <p><u>(1) 所要金額の10分の3を均等に分賦する。</u></p> <p><u>(2) 所要金額の10分の2を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。</u></p> <p><u>(3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。</u></p> <p><u>3 新クリーンセンター稼働後、引き続き実施される小野クリーンセンター解体撤去に係る経費は、前2項の規定にかかわらず、小野クリーンセンター稼働時からの関係市の累積ごみ搬入実績にあん分して分賦する。</u></p>
<p>(組合経費の分賦)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(組合経費の分賦)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

	<p><u>3 前項の規定は、小野クリーンセンター運営に係る経費に適用し、新クリーンセンター稼働後における組合の経費は、次の方法により関係市に分賦する。</u></p> <p><u>(1) 所要金額の10分の3を均等に分賦する。</u></p> <p><u>(2) 所要金額の10分の2を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。</u></p> <p><u>(3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。</u></p>
--	--